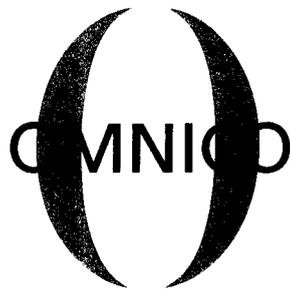


オムニコ株式会社



(2004 年版)

目 次

	『 は じ め に 』	1	頁
	【主な記載項目について】		
I.	会 社 の 概 況		
1.	会 社 名 等	3	
2.	会 社 の 沿 革	3	
3.	会 社 の 目 的	6	
4.	事 業 の 内 容	7	
(1)	経 営 組 織	7	
(2)	業 務 の 内 容	8	
①	主 たる 業 務	8	
②	従 たる 業 務	9	
5.	営 業 所 の 状 況	9	
6.	財 務 の 概 要	9	
7.	発 行 済 株 式 総 数	9	
8.	主 要 株 主 名	10	
9.	役 員 の 状 況	11	
10.	従 業 員 の 状 況	13	
II.	営 業 の 状 況		
1.	営 業 方 針	14	
2.	当 社 及 び 当 業 界 を 取 巻 く 環 境	14	
3.	営 業 の 経 過 及 び 成 果	15	
①	受 取 委 託 手 数 料	15	
②	売 買 損 益	15	
③	売 買 高	16	
4.	対 処 す べ き 課 題	16	
5.	受 託 業 務 管 理 規 則	17	
6.	外 務 員 の 登 録 状 況	22	
7.	委 託 者 に 関 す る 事 項	22	
8.	苦 情 ・ 紛 争 に 関 す る 事 項	22	
9.	訴 訟 に 関 す る 事 項	22	
III.	経 理 の 状 況		
1.	貸 借 対 照 表	23	
2.	損 益 計 算 書	24	
	注 記 事 項	25	
3.	利 益 処 分 計 算 書	27	
4.	監 査 に 関 す る 事 項	27	
5.	財 務 比 率	28	
IV.	業 務 関 連 項 目		
1.	月 間 売 買 高	30	
2.	月 末 建 玉 状 況	32	

『はじめに』

本書は、平成16年3月期(平成15年4月1日～平成16年3月31日)及び作成日現在における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものであります。

【主要な記載項目について】

I. 会社の概況

1. 会社名等 会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。
2. 会社の沿革 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
3. 会社の目的 定款に記載された当社の目的を記載しています。
4. 事業の内容 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
5. 営業所の状況 本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記しています。
6. 財務の概要 主要な財務指標について記載しています。
7. 発行済株式総数 発行済株式の総数を記載しています。
8. 主要株主名 所有株式数の多い株主10名について、氏名又は名称、所在地、所有株数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しています。
9. 役員状況 当社の役員について氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載しています。
10. 従業員の状況 当社の従業員数、平均年齢、平均勤続年数及び登録外務員数について記載しています。

II. 営業の状況

1. 営業方針 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
2. 当社及び当業界を取巻く環境 内外の経済の状況、企業の特徴について記載しています。
3. 営業の経過および成果 平成14年度における業績について記載しています。
4. 対処すべき課題 自社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
5. 受託業務管理規則 受託業務に関する規則第8条第1項の規定により当社が定めている社内管理規則を記載しています。
6. 外務員の登録状況 期首及び期末における登録外務員並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
7. 委託者数 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
8. 苦情・紛争に関する事項 期中における委託者からの苦情及び紛争の状況について記載しています。
9. 訴訟に関する事項 期中において係争中の裁判を記載しています。

III. 経理の状況

1. 貸借対照表 平成16年3月31日現在の貸借対照表を記載しています。
2. 損益計算書 平成15年度(平成16年3月31日現在)の損益計算書を記載しています。

3. 利益処分計算書 平成15年度の利益処分計算書を記載しています。
4. 監査に関する事項 「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下商法特例法という)第2条に基づく会計監査人の監査又は東京工業品取引所定款第61条第3項に基づく公認会計士の監査もしくは商法特例法第2条の規定に準じて、公認会計士の監査を受けている旨を記載しています。
5. 財務比率 当該事業年度末現在における主要な財務比率について記載しています。
- IV. 業務関連項目 各商品ごとの月間売買取数及び月末建玉状況について自己・委託者別に記載しています。

I. 会社の概況

1. 会社名等

会社名	オムニコ株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役社長 伊藤 壽章
所在地	東京都中央区銀座1丁目20番14号
電話番号	03-3564-8121(代表)

2. 会社の沿革

当社は、昭和26年4月2日、商号を全糧商事株式会社として東京都中央区蠣殻町1丁目19番地に会社を設立致しました。

年 月	概 要
昭和26年 4月	商品先物取引の受託業務を目的として会社設立
昭和26年 12月	取締役社長 木谷久一が東京穀物商品取引所設立発起人の一員となる
昭和27年 9月	東京穀物商品取引所の設立とともに、木谷久一が理事に就任
昭和27年 9月	東京穀物商品取引所において、会員加入承認を受ける 東京穀物商品取引所に商品仲買人登録
昭和30年 5月	木谷久一が、東京穀物商品取引所第2代理事長となる (退任、昭和32年5月)
昭和42年 2月	会社移転(東京都中央区小網町2丁目2番地)
昭和43年 11月	会社移転(東京都中央区銀座東1丁目3番地)
昭和43年 12月	商号変更(新商号・マルホ宝商品株式会社)
昭和44年 4月	住居表示変更(東京都中央区銀座1丁目19番13号)
昭和46年 1月	昭和42年の商品取引所法改正による登録制から許可制への移行に伴い、農林大臣(現・農林水産大臣)から商品取引員の許可を受ける
昭和48年 7月	会社移転(東京都中央区銀座3丁目15番10号)
昭和51年 1月	仙台市青葉区に仙台支店を開設
昭和51年 1月	社団法人商品取引受託債務補償基金協会に会員加入
昭和51年 9月	横浜市中区に横浜支店開設
昭和53年 3月	東京砂糖取引所(現・東京穀物商品取引所)に会員加入
昭和55年 1月	商品取引所法改正により商品取引員の許可制度が導入され、商品取引員の許可を更新(移行4年毎に更新)
昭和57年 3月	秋田県秋田市に秋田支店を開設
昭和57年 3月	東京金取引所(現・東京工業品取引所)に会員加入

年 月	概 要
昭和 57 年 4 月	マルホ宝物産株式会社を吸収合併、これにより札幌支社・旭川営業所開設、北海道穀物商品取引所(現・東京穀物商品取引所)での商品取引員の許可を受ける
昭和 57 年 7 月	札幌支社を移転
昭和 58 年 4 月	旭川営業所を移転のうえ、支店に名称変更
昭和 59 年 11 月	秋田支店を廃止
昭和 63 年 4 月	埼玉県大宮市に大宮支店を開設
昭和 63 年 6 月	神戸穀物商品取引所(現・関西商品取引所)に会員加入
昭和 63 年 7 月	神戸穀物商品取引所における商品取引員の許可を受ける 神戸市中央区に神戸支店を開設
昭和 63 年 9 月	大阪砂糖取引所(現・関西商品取引所)に会員加入
昭和 63 年 11 月	神戸生絲取引所(現・関西商品取引所)に会員加入
昭和 63 年 11 月	神戸生絲取引所における商品取引員の許可を受ける
昭和 63 年 12 月	旭川支店を廃止
昭和 64 年 1 月	東京都新宿区に新宿支店を開設
平成 2 年 9 月	商号変更(新商号・宝フューチャーズ株式会社)また、札幌支社を札幌支店に名称変更
平成 3 年 4 月	大阪市中央区に大阪支店を開設
平成 3 年 8 月	東京砂糖取引所及び大阪砂糖取引所における商品取引員の許可を受ける
平成 3 年 9 月	東京工業品取引所の貴金属市場における商品取引員の許可を受ける 東京工業品取引所のゴム市場・綿糸市場における商品取引員の許可を受ける
平成 4 年 3 月	大宮支店を廃止
平成 4 年 8 月	本社を現在地に移転(東京都中央区銀座 1 丁目 20 番 14 号)
平成 4 年 9 月	横浜支店を廃止
平成 5 年 5 月	新宿支店を廃止
平成 6 年 1 月	大阪支店を現在地に移転(大阪市中央区備後町 3 丁目 6 番 2 号) 同時に神戸支店を廃止
平成 7 年 7 月	「誘導基準」をクリアし通商産業大臣より「誘導基準適合取引員」に認定される (その後平成 9 年 3 月末に誘導基準が撤廃されるまで連続して誘導基準適合取引員に認定される)
平成 7 年 11 月	東京都千代田区に丸の内支店開設

年 月	概 要
平成 8 年 7 月	商号変更(新商号・オムニコ株式会社)
平成 9 年 4 月	北日本商品株式会社を吸収合併。同社の本店を八重洲支店として設置 また、札幌支店を同社の支店に移転、同時に前橋乾繭取引所(現横浜商品取引所) の会員を継承 東京工業品取引所のアルミニウム市場における商品取引員の許可を受ける
平成10年 3 月	仙台支店を廃止
平成11年 4 月	㈱オーディケイ情報システムと業務提携
平成11年 6 月	東京工業品取引所の石油市場における商品取引員の許可を受ける
平成11年 10 月	「フューチャーズ21」業務処理システムを導入
平成12年 10 月	八重洲支店を廃止
平成15年 10 月	Cable&Wireless IDC社の「CANストレート」(音声系・光ファイバー)を導入

資本金の変更

年 月	変 更 内 容		
昭和 26 年 4 月	会 社 設 立	資 本 金	7 0 0 万円
昭和 27 年 9 月	資 本 金 を 増 加	〃	9 7 0 万円
昭和 30 年 12 月	〃	〃	1 0 0 0 万円
昭和 43 年 9 月	〃	〃	2 0 0 0 万円
昭和 43 年 11 月	〃	〃	5 0 0 0 万円
昭和 52 年 12 月	〃	〃	7 5 0 0 万円
昭和 57 年 4 月	マルホ宝物産と合併	〃	1 億 2 5 0 0 万円
昭和 62 年 5 月	資 本 金 を 増 加	〃	2 億 2 5 0 0 万円
平成 2 年 4 月	〃	〃	2 億 7 5 0 0 万円
平成 3 年 3 月	〃	〃	3 億 2 5 0 0 万円
平成 3 年 3 月	〃	〃	4 億 6 5 0 0 万円
平成 4 年 5 月	〃	〃	5 億円
平成 7 年 6 月	〃	〃	5 億 8 0 0 0 万円
平成 7 年 12 月	〃	〃	7 億 3 0 0 0 万円
平成 9 年 4 月	北日本商品と合併	〃	1 2 億 6 0 0 0 万円

3. 会社の目的

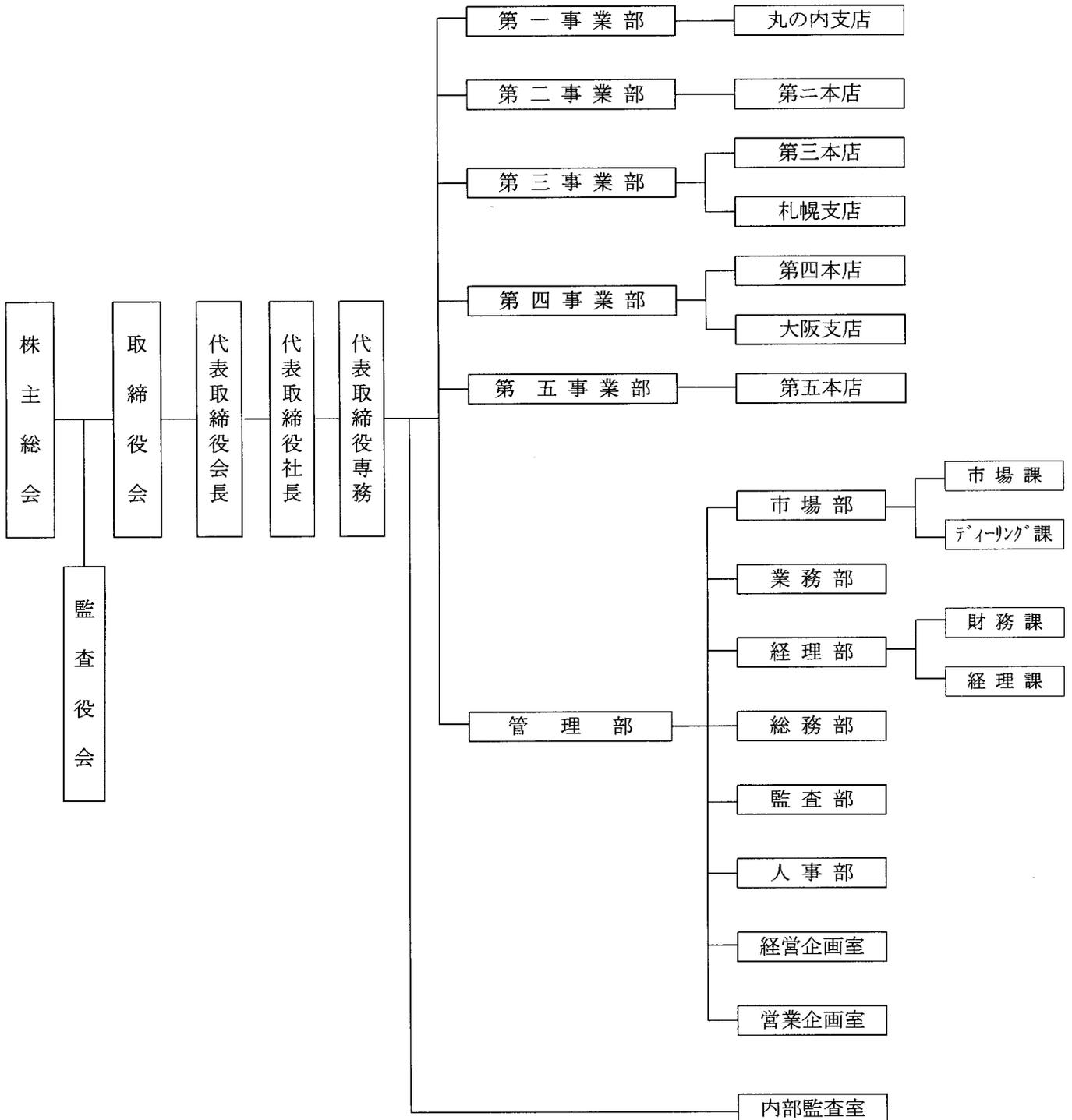
- (1) 農産物、砂糖、ゴム、繭糸、綿糸、毛糸、貴金属並びにそれらの原材料の取引市場に於ける上場商品の売買取引及びその受託業務
- (2) 穀類、飼料、肥料の販売業務
- (3) 砂糖、生糸、乾繭、ゴム、繊維の販売業務
- (4) 不動産、金融の業務
- (5) 金塊(金地金)、プラチナ、銀塊、パラジウム等原材料及び製品の販売
- (6) 非鉄金属(アルミニウム)の原材料の取引市場に於ける上場商品の売買取引及びその受託業務
- (7) 非鉄金属(アルミニウム)の販売業務
- (8) 原油及びガソリン、ナフサ等の石油精製品の取引市場に於ける上場商品の売買取引及びその受託業務
- (9) 株式投資の業務
- (10) 上記商品の貿易業務
- (11) 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち_____部分の事業は、現在行っておりません。

4. 事業の内容

(1) 経営組織 (平成16年4月1日現在)

当社の経営組織は、次のとおりであります。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の先物取引(商品先物取引・現金決済取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という。)を主たる業務としております。

なお、当社の商品市場における取引に関する各業務は、それぞれ商品取引所法・同施行令・同施行規則などの関連法令による規制を受けております。

受託業務については、商品取引所で定められた委託手数料(大口取引に関して一部自由化)が商品取引員によって徴収され、また、取引参加者は取引のための委託証拠金を商品取引員に預託しますが、それについては様々な保全制度が採られております。

業務の主な内容は次のとおりです。

① 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託を行う業務

顧客より委託を受けて商品市場における取引を執行する業務であります。当社は、商品取引所法第126条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。(許可番号:農林水産省「農林水産省指令7食流第2884号」、経済産業省「7産第2389号」)同法は、昭和42年の改正(昭和43年施行)により、それまでの登録制から許可制へ移行(3年間の経過措置)し、その後昭和50年には4年毎の許可更新制(平成10年4月22日改正、平成11年施行)の商品取引所法により、経過措置も含めた6年毎の許可更新へ移行)、さらに平成2年には資本の額及び組織形態による第1種・第2種の区分許可制が導入されております。尚、平成17年4月より商品取引所法改正に伴い1種・2種の区分は、撤廃される事になりました。

当社は昭和46年1月最初の許可を取得して以来、引続き商品取引員として業務を行ってきております。

ロ. 当社が商品取引員として加入している商品市場及びその市場における上場商品は次のとおりであります。

(平成16年3月31日現在)

各取引所名	市場	農産物市場	砂糖市場	繭糸市場	貴金属市場	ゴム市場	アルミニウム市場	石油市場	水産物市場	上場商品名
東京穀物商品取引所		○								一般大豆、Non-GMO大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆オプション、とうもろこしオプション
			○							粗糖、精糖、粗糖オプション
東京工業品取引所					○					金、銀、白金、パラジウム金オプション
						○				RSS3号
							○			アルミニウム
関西商品取引所								○		ガソリン、灯油、原油、軽油
		○								IOM一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、粗糖、精糖、粗糖オプション
			○		○					生糸、冷凍エビ

ハ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は前記ロ. に掲げた商品市場において行っております。

また、横浜商品取引所においても会員として当該業務を行っております。

② 従たる業務

該当事項はありません。

5. 営業所の状況

当社の営業所の状況は下記のとおりであります。

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区銀座1丁目20番地14号	03(3564)8121
丸の内支店	東京都千代田区丸の内1丁目1番地3号	03(3284)3333
札幌支店	北海道札幌市中央区北二条西2丁目1番地	011(271)2311
大阪支店	大阪府大阪市中央区備後町3丁目6番地2号	06(6267)4121

6. 財務の概要

財務の概況は下記のとおりであります。

(平成16年3月決算期)

(a) 資本金	1,260,000千円
(b) 純資産額 * 1	23,312,791千円
(c) 必要純資産額 * 2	1,500,000千円
(d) 総資産額	50,494,243千円
(e) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	16,128,915千円 (16,597,934千円)
(f) 経常利益	7,760,111千円
(g) 当期純利益	4,267,957千円

* 1 純資産額の算定方式、資産総額－負債総額＋商品取引責任準備金となっております。

* 2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならぬ純資産額です。

7. 発行済株式総数

発行済株式の総数 22,140,481株 (平成16年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

8. 主要株主名（上位10名）

当社の主要株主は下記のとおりであります。（平成16年3月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
アバンセ株式会社	7,712千株	34.83%
相原 洋	4,238千株	19.14%
オムニコ従業員持株会	2,375千株	10.73%
オムニコ株式会社	1,079千株	4.87%
伊藤 壽章	861千株	3.89%
浅野 奉伸	797千株	3.60%
相原 幸枝	684千株	3.09%
宍戸 茂	458千株	2.07%
伊藤 ひろ子	380千株	1.72%
境 俊彦	370千株	1.67%
計	18,958千株	85.63%

(注) 1. 所有株式数の千株未満は切捨てております

2. 発行株式数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

9. 役員 の 状 況 (平成 16 年 7 月 1 日現在)

役 名 及 び 職 名	氏 名 (生 年 月 日)	所 有 株 式 数
代表取締役 会 長	相 原 洋 (昭和 18 年 11 月 9 日)	千株 4,238
代表取締役 社 長	伊 藤 壽 章 (昭和 19 年 5 月 10 日)	861
代表取締役 専 務	宍 戸 茂 (昭和 29 年 12 月 15 日)	458

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有株式数
常務取締役 (第五事業部本部長)	三宅 信三 (昭和28年6月26日)	207 千株
常務取締役 (管理部担当)	加藤 孝司 (昭和25年4月15日)	133
取締役 (第一事業部部長)	湯田 道晴 (昭和34年5月24日)	89
取締役 (第二及び第三事業本部長)	菊地 一夫 (昭和29年3月11日)	93
取締役 (第四事業部部長)	二本柳 昌幸 (昭和38年4月13日)	65
取締役 (管理本部長)	加藤 貞幸 (昭和22年2月28日)	143
常勤監査役	境 俊彦 (昭和20年7月20日)	370

役名及び 職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数
常勤監査役	浅野 奉伸 (昭和20年4月21日)	千株 797
監査役	山内 隆康 (昭和16年7月28日)	95
監査役	高根 康夫 (昭和4年12月4日)	—

- (注) 1. 監査役 高根康夫は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 所有株式数の千株未満は切捨てております。

10. 従業員の状況

従業員数、平均年齢、平均勤続年数及び外務員数

(平成16年3月31日現在)

区 分	総 計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	413名	366名	47名	319名	94名
平均年齢	29.9歳	30.8歳	24.1歳	29.5歳	31.3歳
平均勤続年数	6年1ヶ月	6年6ヶ月	3年2ヶ月	5年9ヶ月	7年3ヶ月
外務員数	312名	312名	—		

- (注) 1. 平均勤続年数は、単位未満切り捨て表示しています。
2. 従業員には使用人兼務取締役、パートタイマーは含まれておりません。

II. 営業の状況

1. 営業方針

当社は、商品先物取引という特性から対面営業を重視しており、十分な説明及び資料・情報提供等を通じ顧客に信頼される取引員を目指しております。また、当社は伝統的に大豆、コーンを中心とした農産物市場の売買シェアが高く景気、為替といった一般的な経済要因の情報のみならず産地気象等、適格な情報提供と助言に努めてまいりました。今後も対面サービスはもとよりIT技術を駆使した迅速かつ適格な情報提供サービスを心がけ農産物市場を中心に貴金属、石油と言った市場でもシェアを伸ばし先物取引での総合的な基盤を確保することを目標としてまいります。

2. 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国経済は、企業業績に対する懸念により4月末には日経平均株価7,607円88銭とバブル後最安値を更新しましたが、年度後半は経済指標である国内総生産(GDP)の高い伸びや日銀企業短期経済観測調査(短観)で景況感の改善が確認され景気回復の兆しが見えてきました。これは企業によるコスト削減、合理化等が徐々に浸透し製造業を中心とした活発な設備投資や電機、自動車を中心とする好調な輸出に支えられ「緩やかな回復」が続いているためであります。一方で、本格的な内需拡大、デフレ脱却にはなお時間がかかりそうな状況にあります。

世界経済に目を向けますと、「世界の工場」と云われるに至った高成長を続ける中国経済や一時減速、停滞がささやかれた米国経済も雇用の回復が顕著になるなど拡大に向けた経済の動きをしております。しかしイラク状況やテロによる政治不安は日本、米国だけでなく世界経済にも大きく影響し予断を許さない状況にあります。

商品先物業界におきましては、商品取引所法の改正が平成17年4月から施行となり、商品取引員にとっては許可関連での純資産額要件の見直し、取引証拠金の預託制度の導入、分離保管義務の強化及び行為規制など大きく様変わりする事になります。

当社はこのような環境の中で農産物市場における大豆、コーンの高騰などにより売買高が好調に推移し受取手数料は16,597,934千円となり、前年度実績の3割増となる大幅な記録更新となりました。また、商品売買益(評価損益を含む)は、△469,019千円となり、営業収益は16,128,915千円(前期比14.0%増)となりました。

これにより経常利益は7,760,111千円(前期比31.9%増)となり当期純利益は4,267,957千円(前期比27.9%増)となりました。

3. 営業の経過及び成果

当社は、このような環境のなかで事業計画に向かって努力した結果、当事業年度における市場別の受取委託手数料、売買損益及び売買高は、次の通りとなりました。

① 受取委託手数料 (単位：千円)

商品市場名	期別	第54期 〔自平成15年4月1日〕 〔至平成16年3月31日〕
商品先物取引		
農産物市場		14,591,798
砂糖市場		64,603
貴金属市場		1,603,083
ゴム市場		97,272
アルミニウム市場		147
石油市場		241,030
合計		16,597,934

- (注) 1. 消費税等は含まれておりません。
2. 千円未満は切捨てて表示しております。

② 売買損益 (単位：千円)

商品市場名	期別	第54期 〔自平成15年4月1日〕 〔至平成16年3月31日〕
商品先物取引		
農産物市場		△118,330
砂糖市場		53,662
貴金属市場		203,485
ゴム市場		89,411
アルミニウム市場		1
石油市場		△45,700
合計		182,529

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税等は含まれておりません。
3. 千円未満は切捨てて表示しております。

売買損益・評価

(単位:千円)

商品市場名	(平成16年3月31日現在)
商品先物取引	
農産物市場	389,453
砂糖市場	2,509
貴金属市場	34,771
ゴム市場	1,385
アルミニウム市場	—
石油市場	6,842
合計	434,961

(注) 1. 消費税等は含まれておりません。

2. 千円未満は切捨てて表示しております。

③ 売買高

(単位:枚)

商品市場名	第54期 〔自平成15年4月1日 至平成16年3月31日〕		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農産物市場	5,375,183	1,109,117	6,484,300
砂糖市場	17,774	11,925	29,699
貴金属市場	319,923	141,582	461,505
ゴム市場	22,343	16,242	38,585
アルミニウム市場	33	20	53
石油市場	66,513	23,857	90,370
小計	5,801,769	1,302,743	7,104,512
オプション取引			
農産物市場	—	—	—
砂糖市場	—	—	—
小計	—	—	—
合計	5,801,769	1,302,743	7,104,512

(注) 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

4. 対処すべき課題

当業界は平成16年末より手数料の完全自由化となり、平成17年4月施行の商品取引所法改正に伴い、かつてない競争の時代に突入することになりました。当社はこのような状況の中預り資産における首位奪還を目指すべく第55期より「EXTENSION 1」と銘うち半永久的な拡大を目指すための第1ステージとして3ヵ年計画をスタートし、今後も予想される厳しい時代を乗り越えるべく全社員一丸となって努力してまいり所存であります。

5. 受託業務管理規則

受託等業務に関する規則第8条第1項の規定により、当社が定めている受託業務管理規則は、下記のとおりであります。

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は自己責任原則の徹底と委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第3条 当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

ただし、第7号に該当する者については、本人から取引を行いたい旨の理由を明記した申出書(本人自筆のこと)の提出があり、第14条第2項に定める総括責任者が、正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者
 - (2) 恩給・年金・退職金・保険金等により主として生計を維持する者
 - (3) 母子家庭該当者及び生活保護法被適用者
 - (4) 75歳以上の者
 - (5) 長期療養者及びこれに準ずる者で随時連絡の取れない者
 - (6) 一定の所得を有しない者で、且つ、余裕資金がない者
 - (7) 農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者
2. 前号各号に該当しない者であっても、管理担当班の総括責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。
3. 第一項各号に該当しない委託者であっても、取引期間中において管理担当班の総括責任者が新たに不適格者と認定した場合は、当該委託者に対し速やかに処理を求めることとする。

(勧誘の際の告知)

第4条 当社は、登録外務員による電話、訪問等により商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、勧誘の相手に対して会社名、外務員名及び目的を明確に告知することとする。

(勧誘の際の説明義務)

第5条 商品先物取引の勧誘にあたっては、受託契約準則「商品先物取引—委託のガイド—」等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ(特に委託証拠金制度、損益の計算方法等)、上場商品に対する知識及び情報収集の方法等の基本的知識について詳細に説明するとともに、取引の投機的本質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うことについて顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求める為に、次に掲げることを実施するものとする。

1. 当社は、顧客の取引に対する主体性を確認するため、次の事項を顧客自身が記載した「取引口座設定申込書」を顧客より徴収する。
 - (1) 氏名、性別、年齢、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 資産、収入の状況及び取引予定資金額
 - (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
 - (5) その他必要と認める事項

2. 先物取引に関する理解、自己責任の確認の為に「損益計算例」及び「思惑とは反対に相場が動いた場合」の対処の方法を「リスク・マネージメント」に従い説明の上交付し、受領した旨の署名・捺印を徴収する。

(取引意思等の確認)

第6条 当社は、委託者の取引意思等の確認をするため、下記のことを行うものとする。

1. 管理担当班は提出された「取引口座設定申込書」「リスク・マネージメント」「アンケート」等内容について確認するとともに委託者に訪問または電話等の手段により直接取引意思等の確認を行うこととする。
2. 当社は、委託者の指示事項等に関して、管理者日誌に受託時間等の記載を含め正確に記録し保持することとする。

(顧客カルテの整備)

第7条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、「取引口座設定申込書」等を参考に、当社が必要と認めた下記の事項を記載した顧客カルテを備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 資産収入の状況及び取引予定資金金額
 - (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
 - (5) その他必要と認める事項
2. 顧客カルテは、担当外務員等が所要の事項を記載し、受託前に予め管理担当班の総括責任者に報告し適格性審査を受けるものとする。
 3. 顧客カルテは、すべてこれを本社監査部に備え付けるものとし、当該支店にはその写しを備え付けるものとする。

(受託業務における禁止行為)

第8条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、取引所指示事項及び日商協「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

第9条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者又は商品先物取引の経験の浅い委託者並びにこれと同等と判断される委託者については3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し第5条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、特に委託追証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮の上、相応の資金量の範囲においてこれを行うものとする。
- (4) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、取り扱い要領を別にさだめる。
- (5) 商品先物取引に対する理解度を判定するため下記のアンケート調査を実施し、管理担当班が訪問または電話等の手段により十分に理解度を深めて頂くよう努めることとする。
 - (イ)「商品先物取引－委託のガイドー」の内容についての理解
 - (ロ)商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解
 - (ハ)委託証拠金の性格及び委託追証拠金の計算方法の理解
 - (ニ)値幅制限についての理解
 - (ホ)その他、必要と認める事項についての理解

- (6) 管理担当班は、習熟期間終了後の委託者にあっても、その売買内容、建玉内容、発生損益、実質入金額等、取引の状況を常に監視し、その内容に応じ担当外務員に所要の指示、指導を行うとともに、当該委託者に連絡または、面会し投入資金内容の確認を行うなど委託者管理に万全を期するものとする。

(商品取引経験者の定義)

第10条 商品取引経験者とは、次の通りとする。

- (1) 当社にて商品先物取引を3ヶ月以上経験した者
- (2) 「取引口座設定申込書」に他社にて商品先物取引を経験したことが確認できた者で、その期間が3ヶ月以上の者

(委託証拠金制度に係る措置等)

第11条 当社は各商品取引所が定める「委託本証拠金基準額」を最低限とし、取引に係る委託本証拠金の額を次のように定め預託を受けるものとする。また、「取引所が定める要件」の取り扱いについてもこれをさだめる。

1. 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき各商品取引所が定める「委託本証拠金基準額」とし全ての委託者を対象とする。
2. 委託本証拠金の額等に係る社内責任者を業務部の責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。
3. 「取引所が定める要件」の適用にあたっては当該委託者の資力、経験等を考慮し、下記により適用するものとする。

(1) 会員又は会員たる資格を有する者又はその営業に従事している者

注 イ. 会員たる資格を有するものとは取引所の指定する同業組合等の会員、又は定款の事業目的にその事業を営むことの記載のある者

ロ. 営業に従事している者については、当該者からその旨の誓約書がある者

(2) 過去において商品取引を行った経験を有し、商品取引の方法を熟知している者

イ. 過去において少なくとも1年以上商品取引業務に従事した者等その経験から見て商品取引に関する知識を充分熟知していると認められる者

ロ. 3ヶ月以上商品取引員において取引経験のある者

(3) 前記1,2に該当する委託者から書面による要請があった場合には、総括責任者は顧客カルテ・アンケート等により、資力、理解度について審査し、妥当と判断する者について承認するものとする。

(差引益金を委託証拠金に振替実施する場合の取扱要請)

第12条 当社は委託者の申出により差引益金を委託証拠金に振替実施する場合、差引益金振替領収書の徴収は、「委託証拠金預り証」「入出金及び振替通知書」の発行をもってこれにかえる。

(取引内容の分析精査及び不正資金等の流入防止)

第13条 当社は、委託者の保護及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者の取引内容を常時把握するとともに、これを精査し適切な委託管理を行うものとする。

2. 公金出納取扱者、金融機関及び民間企業等の経理・財務担当者等で金銭・有価証券を取り扱っている委託者からの預託金については不正資金流入防止措置を講じ別に定めるものとする。

(管理担当班の設置)

第14条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店の監査部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班を設置し責任者(副責任者を含む)をおくものとする。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者及び管理責任者をおくものとする。

3. 総括責任者及び管理責任者は次のものとする。

(1) 総括責任者は、常務取締役以上の役員とし、管理責任者は監査部長とする。

(2) 管理担当班の責任者は、本店においては監査部、従たる営業所においては管理部職員を副責任者とする。

第 15 条 管理担当班の職務

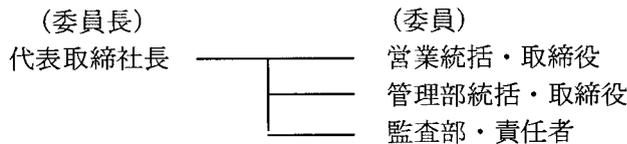
- (1) 「取引口座設定申込書」の精査による顧客の選別ならびに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カルテ」の整備
- (3) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (4) 商品先物取引の経験のない委託者および商品先物取引経験者からの受託に係わる取扱い要領に基づく審査
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) 外務員日誌及び、管理者日誌の保管管理
- (7) 取引内容の精査、分析ならびに異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置
- (8) 外務員に対する関係法令規則等の遵守に係わる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 委託者からの疑義、相談等に対する適切な対応
- (10) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置

(違反者に対する制裁)

第 16 条 第 8 条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、「懲罰委員会」に諮り懲戒する。

委員会の構成は、下記の通りとし処罰は別にさだめる。

委員会の構成



(売買取引に係る部署の区分)

第 17 条 当社は、委託・自己取引の取扱い部署を区分し、役職員が兼務することのないよう措置するものとする。

(広告宣伝に係わる管理措置)

第 18 条 当社は、広告に係る責任の所在の明確化を図るため、管理責任者を常務取締役以上の役員とし、その実施に先立って社内精査を行うものとする。

(社団法人日本商品先物取引協会への届出)

第 19 条 本規則は社団法人日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(付 則) この規則は、平成 10 年 9 月 1 日から実施する

平成 11 年 6 月 1 日改正

平成 12 年 4 月 1 日改正

平成 13 年 8 月 27 日改正

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 15 年 6 月 2 日改正

商品先物取引の経験のない新たな 委託者からの受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第9条(4)に基づき、商品先物取引の経験のない新たな委託者から取引の受託を行うにあたっては、次のことを遵守するものとする。

1. 新規委託者からの受託取引数量

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託取引数量は取引口座設定申込書に記載された取引予定資金額の70%若しくは500万円のいずれか低い方とする。

2. 商品先物取引経験者からの受託取引数量

商品先物取引の危険性を十分に理解し、余裕資金の範囲内で資金的にも問題ないと、自筆にて書面で告知された委託者で、受託業務管理規則第10条(1)及び(2)に該当する者は、受託取引数量の枠を設けない委託者として認定する。

3. 第1項に定める者が、受託業務管理規則第10条(1)に定める者になった場合において、第1項にさだめる受託取引数量を超えて取引を行おうとする時、及び前項に該当する委託者の認定に当たっては、委託者から差し入れられた自筆の書面により、総括責任者がその内容を審査し承認を行うとともに、必要と認められた場合には管理担当班の管理責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

不正資金流入防止に係る取り扱い要領

1. 当社は、次の各号に該当する委託者からの預託金について一定基準を超えることとなった場合は、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- ①銀行、農業、漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱者
- ②国、地方公共団体その他交益機関の金銭、有価証券の取扱者
- ③民間企業等の経理・財務担当者等で金銭、有価証券の取扱者
- ④前各号に掲げるもののほか、その必要を要すると認められた者

2. 当該委託者が契約時に記載した口座設定申込書の金融資産額を超えて、且つ実質入金累計額(差引額)が5000万円(有価証券は除く)を超えた時は、管理担当班は当該委託者を訪問、面談その他の方法により、当該委託者に取引資金の性格及び出所の調査を行い速やかに総括責任者に報告するものとする。

3. 総括責任者は、調査内容を再確認するとともに、必要と認められる場合には、当該委託者に資金の裏付けとなる証拠書類又は証拠物件の提出を求めるものとする。但し、当該委託者から提出がない場合、又はこれを拒否された場合には、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。

4. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済を要請するとともに、取引が決済されたときは、速やかに清算するものとする。

5. 前項の調査にかんしては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

6. 外務員の登録状況

(平成16年3月31日現在)

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
311名	64名	63名	312名

7. 委託者に関する事項

(平成16年3月31日現在)

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
3,993名	2,563名	3,410名

8. 苦情・紛争に関する事項

(1) 平成15年度中の受付件数及び処理件数

苦情申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取 下 げ	打 切 り	
勧誘時に係るもの	1	1	—	—	—
取引に係るもの	16	12	—	—	4
取引終了時に係るもの	1	1	—	—	—
その他に係るもの	0	—	—	—	—
合 計	18	14	—	—	4

- (注) 1. 「苦情」とは、受託業務に関し、委託者等から当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は(社)日本商品先物取引協会にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決できなかったもの。
 4. 上記苦情件数の中には斡旋に移行したものも含む。

紛争申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取 下 げ	不 調	
勧誘時に係るもの	0	—	—	—	—
取引に係るもの	9	3	1	—	5
取引終了時に係るもの	0	—	—	—	—
その他に係るもの	0	—	—	—	—
合 計 ※	9	3	1	—	5

- (注) 1. 「紛争」とは、受託業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所の紛争仲介の申出をし、又は(社)日本商品先物取引協会に斡旋若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は(社)日本商品先物取引協会の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。
 4. 上記紛争件数の中には訴訟に移行したものも含む。

9. 訴訟に関する事項
平成15年度中の係争

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判	決	和	解	係	争	中
5件	7件	0件		3件			9件	

Ⅲ. 経理の状況

1. 貸借対照表

オムニコ株式会社

(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	42,928,725	【流動負債】	25,101,551
現金及び預金	28,538,083	委託者未払金	794,348
委託者未収金	6,275,721	未払金	76,788
有価証券	232,189	未払費用	132,308
貯蔵品	3,392	未払法人税等	2,212,382
前払費用	97,941	未払消費税等	346,507
保管有価証券	940,371	預り金	50,018
差入保証金	112,000	賞与引当金	298,000
商品取引責任準備預託金	656,489	預り委託証拠金	21,092,521
委託者先物取引差金	5,368,537	(現金)	(20,152,149)
未収先物取引差金	51,809	(有価証券)	(940,371)
未収入金	306,380	未払先物取引差金	85,825
繰延税金資産	326,247	その他流動負債	12,849
未収収益	39,901		
その他の流動資産	2,215	【固定負債】	2,079,900
貸倒引当金	△22,555	退職給付引当金	607,569
		役員退職慰労引当金	1,472,331
【固定資産】	7,565,518		
(有形固定資産)	(633,282)	【引当金】	656,489
建物	287,534	商品取引責任準備金	656,489
車輜	19,538		
器具及び備品	298,086	負債の部合計	27,837,942
土地	28,122		
(無形固定資産)	(41,754)	【資本の部】	
ソフトウェア	9,633	【資本金】	1,260,000
電話加入権	32,121	【資本剰余金】	130,000
(投資その他の資産)	(6,890,480)	資本準備金	130,000
投資有価証券	3,867,517	【利益剰余金】	21,783,469
出資金	225,169	利益準備金	315,000
長期差入保証金	1,313,066	任意積立金	14,900,000
長期未収債権	116,187	別途積立金	14,900,000
従業員長期貸付金	61,543	当期末処分利益	6,568,469
長期前払費用	36,255	【株式等評価差額金】	76,086
繰延税金資産	1,200,052	【自己株式】	△593,254
その他の投資その他の資産	145,958		
貸倒引当金	△75,268	資本の部合計	22,656,301
資産の部合計	50,494,243	負債及び資本の部合計	50,494,243

2. 損益計算書

オムニコ株式会社

〔自平成15年4月1日〕
〔至平成16年3月31日〕

(単位：千円)

科 目		金 額		
経常	営業損益の部	営業収益		
		受取手数料	16,597,934	
		売買損益	△469,019	16,128,915
		営業費用		
		販売費及び一般管理費	8,486,112	8,486,112
		営業利益		7,642,802
損益の部	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息割引料	125,126	
		受取地代家賃	30,478	
		その他の営業外収益	5,700	161,305
		営業外費用		
		支払利息割引料	42,454	
		その他の営業外費用	1,542	43,997
		経常利益		7,760,111
特別損益の部		特別利益		
		固定資産売却益	579	
		役員退職慰労引当金戻入益	7,332	7,911
		特別損失		
		商品取引責任準備金繰入	157,859	
		固定資産売却損	475	158,334
税引前当期純利益			7,609,688	
法人税・住民税及び事業税			3,567,450	
法人税等調整額			△225,719	
当期純利益			4,267,957	
前期繰越利益			2,300,511	
当期未処分利益			6,568,469	

注 記 事 項

当社の貸借対照表及び損益計算書は「商法施行規則」(平成14年3月29日法務省令第22号)の規定のほか、「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年日本商品取引員協会理事会決議)に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券・・・・・・・・償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品・・・・・・・・最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・・・定率法

無形固定資産・・・・・・・・定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間
(5年)による定額法によっております。

長期前払費用・・・・・・・・均等償却

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

営業債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間基準による繰入限度額を基礎に、将来の支給見込を加味して計上しております。

退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生年度の翌期に一括費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故の損失に備えるため、商品取引所法第136条の22の規定に基づき同施行規則に定める額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の貸借に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 営業収益の計上基準

受 取 手 数 料

委託者が商品先物取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

売 買 損 益

反対売買又は受渡しにより商品先物取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表関係

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 735,314 千円
(2) リース契約により使用する固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用しているコンピュータ
設備及び電話設備があります。
(3) 担保に供している資産

預 金 12,800,000 千円
投資有価証券 1,001,019 千円

なお、このほかに売買証拠金及び業務保証金の代用として、下記資産を差入れており
ます。

有 価 証 券 219,471 千円
保管有価証券 914,418 千円
投資有価証券 2,853,798 千円

- (4) 当社は平成5年5月1日より適格退職年金制度に全面移行しております。
また、上記制度のほか全国商品取引業厚生年金基金に加入しており、
平成16年3月31日現在の当該基金に係る年金資産残高は、1,533,667 千円でありま
す。
(5) 商法施行規則第124条第3項に規定する純資産額 328,146 千円

3. 損益計算書関係

- (1) 1株当たり当期純利益 177 円 33 銭

3. 利益処分計算書

オムニコ株式会社

(株主総会承認日)
(平成16年6月24日)

(単位：円)

摘 要	金 額
当期未処分利益 これを次のとおり処分いたします。	6,568,469,398
利益配当金 (1株につき50円)	1,053,057,500
役員賞与金 (うち監査役賞与金)	489,000,000 (123,000,000)
別途積立金	2,100,000,000
計	3,642,057,500
次期繰越利益	2,926,411,898

(注)利益配当金は、自己株式1,079,331株を除いて計算しております。

4. 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

5. 財務比率

(平成16年3月31日現在)

諸 項 目	比 率
(a) 純資産余裕比率 「純資産額÷必要純資産額×100」	1554%
(b) 自己資本資本金比率 「自己資本÷資本金×100」	1798%
(c) 自己資本比率 「自己資本÷総資本×100」	45%
(d) 修正自己資本比率 「自己資本÷(総資産額－委託者に係る取引所預託金－分離保管預託額)×100」※	82%
(e) 当座性資金等比率 「当座性資金等÷流動負債額×100」	165%
(f) 委託者未収金比率 「委託者未収金÷純資産額×100」	27%
(g) 借入金比率 「(借入金+借入有価証券+社債)÷総資産額×100」	—%
(h) 経常収支率 「経常収益÷経常費用×100」	199%
(i) 負債比率(倍) 「負債合計額÷純資産額」	1.2倍
(j) 流動比率 「流動資産額÷流動負債額×100」	171%
(k) 委託手数料収益比率 「委託手数料÷経常収益×100」	102%
(l) 自己売買収益比率 「自己売買収益÷経常収益×100」	—%

※ 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

- (a) 純資産余裕比率 比率が高いほど法定規準に対する余裕があるといえます。
- (b) 自己資本資本金比率 比率が高いほど経営が安定しているといえます。
- (c) 自己資本比率 比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。
- (d) 修正自己資本比率 委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。
- (e) 当座性資金等比率 比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。
- (f) 委託者未収金比率 比率が低いほど経営が安定しているといえます。
- (g) 借入金比率 比率が低いほど経営が安定しているといえます。
- (h) 経常収支率 比率が高いほど経常的な収益力が高いといえます。
- (i) 負債比率 比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。
- (j) 流動比率 比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。
- (k) 委託手数料収益比率 比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いといえます。
- (l) 自己売買収益比率 比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いといえます。

IV. 業務関連項目

1. 月間売買高

(a)各商品ごとの委託売買枚数は下記のとおりであります。

月間委託売買高(枚)

委託	4月		5月		6月		7月		8月		9月		合計	
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買		
金	5,292	5,274	8,976	7,572	5,231	5,637	6,117	5,245	2,557	2,349	5,071	5,641	64,962	
銀	18	8	30	15			13	32	11	4	9	23	199	
白金	14,857	15,362	17,239	15,516	8,849	8,640	8,816	8,353	5,931	5,838	6,886	8,720	125,007	
パラジウム	2	1	146	34	78	224	11		20		1		517	
貴金属計	20,169	20,645	26,391	23,137	14,158	14,514	14,976	13,609	8,512	8,196	11,981	14,397	190,685	
アルミニウム		9											12	21
ゴム	1,824	1,379	1,580	1,392	1,654	2,061	1,197	744	945	864	828	723	15,191	
ガソリン	2,715	2,720	1,662	1,967	3,498	3,429	2,216	1,700	1,879	1,823	1,849	2,438	27,896	
灯油	109	46	101	27	243	95	34	60	6	33	7	125	886	
原油	25		4	3			4	17	2	2			74	
軽油											47	39	86	
石油計	2,849	2,766	1,767	1,997	3,741	3,528	2,267	1,777	1,887	1,858	1,903	2,602	28,942	
工業品合計	24,842	24,799	29,738	26,526	19,553	20,103	18,440	16,130	11,344	10,918	14,712	17,734	234,839	
東京小豆	32	32	22	18	16	1	64	23	11	16	8	6	249	
IOM大豆	24,944	25,999	12,624	14,339	22,892	24,654	35,307	31,191	15,955	15,960	20,025	19,325	263,215	
コーン	39,950	33,238	20,259	18,847	42,059	43,865	111,216	108,230	53,132	62,682	75,466	70,130	679,074	
アラビカ	11,339	10,374	9,176	8,343	12,219	11,686	9,924	8,546	4,314	4,193	8,950	9,962	109,026	
ロブスタ	4,406	4,939	1,953	1,318	2,619	2,382	2,313	2,096	1,629	1,782	4,431	4,452	34,320	
NGM大豆	85,682	79,493	68,224	70,995	54,489	52,482	77,161	77,159	37,923	38,389	51,952	50,975	744,924	
大豆ミール	3										5	5	13	
東京粗糖	560	752	836	1,186	809	631	1,109	697	303	745	517	1,180	9,325	
東穀合計	166,916	154,827	113,094	115,046	135,103	135,701	237,094	227,942	113,267	123,767	161,354	156,035	1,840,146	
関西小豆													0	
関西大豆	216	159	341	294	159	32	148	359	94	97	53	70	2,022	
関西NGM	3,797	3,957	2,558	2,650	1,023	1,166	2,970	2,594	1,005	1,887	2,212	1,591	27,410	
関西粗糖													0	
関西生糸													0	
関西合計	4,013	4,116	2,899	2,944	1,182	1,198	3,118	2,953	1,099	1,984	2,265	1,661	29,432	
合計	195,771	183,742	145,731	144,516	155,838	157,002	258,652	247,025	125,710	136,669	178,331	175,430	2,104,417	

月間委託売買高(枚)

委託	10月		11月		12月		1月		2月		3月		総合計
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	
金	6,170	6,666	3,487	3,043	3,017	2,514	3,508	4,470	2,160	1,951	1,608	1,571	105,127
銀	31	34			10	8	44	47	15	9	41	36	474
白金	9,208	9,081	8,517	8,245	11,845	13,132	6,963	7,162	4,594	3,997	2,853	3,146	213,750
パラジウム	1		2	4		2	22	20			4		572
貴金属計	15,410	15,781	12,006	11,292	14,872	15,656	10,537	11,699	6,769	5,957	4,506	4,753	319,923
アルミニウム	1						11						33
ゴム	861	1,157	473	568	1,065	1,164	696	574	139	247	98	110	22,343
ガソリン	2,860	2,613	8,204	8,051	3,756	3,493	1,604	1,700	1,470	1,452	470	563	36,485
灯油	134	215	44	72	59	79	51	49	120	172	154	100	2,135
原油			2	2						10	27	17	102
軽油	10	13						5					114
石油計	3,004	2,841	8,250	8,125	3,815	3,572	1,655	1,754	1,590	1,634	651	680	66,513
工業品合計	19,276	19,779	20,729	19,985	19,752	20,392	12,899	14,027	8,498	7,838	5,255	5,543	408,812
東京小豆	91	76	79	65	40	20	32	61	11	4	11	9	748
IOM大豆	62,848	69,199	59,055	52,122	34,453	36,163	42,284	42,481	37,020	38,434	38,122	37,012	812,408
コーン	106,896	110,495	101,993	94,416	112,888	110,072	120,557	124,188	130,921	134,960	123,113	120,554	2,070,127
アラビカ	6,500	8,239	4,237	4,456	3,156	3,135	5,901	4,415	2,367	2,705	2,741	2,994	159,872
ロブスタ	2,971	3,189	2,149	2,205	1,114	1,088	2,109	1,994	697	847	1,046	971	54,700
NG大豆	167,058	175,371	156,533	145,988	145,323	148,144	138,711	137,413	77,676	78,370	59,019	61,121	2,235,651
大豆ミール			1	1			153	153					321
東京粗糖	1,224	1,155	1,194	780	641	508	499	581	435	421	519	492	17,774
東穀合計	347,588	367,724	325,241	300,033	297,615	299,130	310,246	311,286	249,127	255,741	224,571	223,153	5,351,601
関西小豆													0
関西大豆	141	114	53	77		4							2,411
関西NG	2,473	2,468	1,797	1,994	741	585	321	354	165	37	388	212	38,945
関西粗糖													0
関西生糸													0
関西合計	2,614	2,582	1,850	2,071	741	589	321	354	165	37	388	212	41,356
合計	369,478	390,085	347,820	322,089	318,108	320,111	323,466	325,667	257,790	263,616	230,214	228,908	5,801,769

(b)各商品ごとの自己売買枚数は下記のとおりであります。

月間自己売買高(枚)

自己	4月		5月		6月		7月		8月		9月		合計
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	
金	2,485	2,501	3,622	4,275	1,985	1,705	2,365	2,880	1,110	1,240	2,723	2,418	29,309
銀	27	21		10	10		5	20	5		22	17	137
白金	7,107	6,887	6,578	7,733	2,139	2,266	3,501	3,764	1,690	1,845	4,338	3,108	50,956
パラジウム	1		26	134	217	80		10		20			488
貴金属計	9,620	9,409	10,226	12,152	4,351	4,051	5,871	6,674	2,805	3,105	7,083	5,543	80,890
アルミニウム											10		10
ゴム	612	872	928	1,063	1,428	1,148	492	837	650	680	514	614	9,838
ガソリン	1,238	1,229	719	506	1,392	1,484	685	939	740	811	1,318	941	12,002
灯油	12	42		45	40	161	12		23		86	5	426
原油	15	15											30
軽油													0
石油計	1,265	1,286	719	551	1,432	1,645	697	939	763	811	1,404	946	12,458
工業品合計	11,497	11,567	11,873	13,766	7,211	6,844	7,060	8,450	4,218	4,596	9,011	7,103	103,196
東京小豆	16	13	2	2	1	15	4	32	17	12	21	15	150
IOM大豆	8,210	7,514	4,944	3,954	6,141	5,296	8,203	10,446	4,273	4,256	5,752	6,224	75,213
コーン	8,379	12,411	4,995	5,908	9,563	8,363	20,555	22,096	14,188	8,662	11,061	13,844	140,025
アラビカ	3,081	3,521	3,271	3,861	4,098	4,418	2,824	3,524	2,229	2,379	4,227	3,677	41,110
ロブスタ	2,733	2,323	817	1,277	1,254	1,404	1,190	1,330	1,015	915	2,600	2,590	19,448
NGM大豆	19,184	22,262	20,775	19,117	12,613	13,981	19,523	19,347	11,871	11,539	16,206	16,860	203,278
大豆ミール		3									5	5	13
東京粗糖	517	371	810	580	345	471	470	753	536	227	766	317	6,163
東穀合計	42,120	48,418	35,614	34,699	34,015	33,948	52,769	57,528	34,129	27,990	40,638	43,532	485,400
関西小豆													0
関西大豆	39	86	154	186	26	134	276	104	80	80	59	45	1,269
関西NGM	2,637	2,527	1,542	1,487	640	540	1,344	1,594	1,125	509	997	1,448	16,390
関西粗糖													0
関西生糸													0
関西合計	2,676	2,613	1,696	1,673	666	674	1,620	1,698	1,205	589	1,056	1,493	17,659
合計	56,293	62,598	49,183	50,138	41,892	41,466	61,449	67,676	39,552	33,175	50,705	52,128	606,255

月間自己売買高(枚)

自己	10月		11月		12月		1月		2月		3月		総合計
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	
金	2,491	2,146	1,224	1,642	1,378	1,615	2,500	1,870	805	960	880	870	47,690
銀	25	20			5	5	15	15	15	20	18	23	298
白金	3,824	3,979	3,329	3,469	6,571	5,671	3,572	3,176	2,271	2,937	1,763	1,568	93,086
パラジウム							10	10					508
貴金属計	6,340	6,145	4,553	5,111	7,954	7,291	6,097	5,071	3,091	3,917	2,661	2,461	141,582
アルミニウム		1						9					20
ゴム	964	725	404	354	996	900	581	676	266	191	181	166	16,242
ガソリン	883	1,078	2,370	2,420	905	1,102	497	434	314	360	273	185	22,823
灯油	123	64	15	13	32	12	19	10	110	70	25	65	984
原油													30
軽油	5	10					5						20
石油計	1,011	1,152	2,385	2,433	937	1,114	521	444	424	430	298	250	23,857
工業品合計	8,315	8,023	7,342	7,898	9,887	9,305	7,199	6,200	3,781	4,538	3,140	2,877	181,701
東京小豆	56	67	35	43	10	26	41	20	1	5	12	14	480
IOM大豆	13,307	9,408	7,595	11,872	7,918	6,801	7,238	7,092	8,154	7,268	6,177	6,915	174,958
コーン	19,135	17,943	14,679	18,568	16,192	18,042	18,870	16,327	18,526	16,713	13,592	14,895	343,507
アラビカ	3,852	2,752	1,788	1,538	1,357	1,457	1,478	2,498	1,494	1,254	1,550	1,390	63,518
ロブスタ	1,871	1,726	1,423	1,388	447	467	1,075	1,160	500	395	519	564	30,983
NG大豆	33,047	28,552	22,787	28,799	27,089	25,325	25,452	25,876	14,512	14,542	12,754	10,943	472,956
大豆ミール							90	90					193
東京粗糖	657	700	428	718	310	409	469	399	389	422	433	428	11,925
東穀合計	71,925	61,148	48,735	62,926	53,323	52,527	54,713	53,462	43,576	40,599	35,037	35,149	1,098,520
関西小豆													0
関西大豆	82	102	45	28	4								1,530
関西NG	1,255	1,235	601	456	152	277	63	48	40	110	115	250	20,992
関西粗糖													0
関西生糸													0
関西合計	1,337	1,337	646	484	156	277	63	48	40	110	115	250	22,522
合計	81,577	70,508	56,723	71,308	63,366	62,109	61,975	59,710	47,397	45,247	38,292	38,276	1,302,743

2. 月末建玉状況

各商品ごとの月末現在の建玉数は下記のとおりであります。

月末委託建玉状況(枚)

委託	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
金	3,342	4,762	5,203	5,219	5,613	6,035	5,421	4,971	4,905	4,247	4,507	4,419
銀	28	30	13				21		19	3	5	2
白金	9,881	9,890	10,774	9,060	11,275	9,352	10,996	8,610	10,949	8,470	8,866	8,221
パラジウム		1	138	27		35		24		4		3
貴金属計	13,251	14,683	16,128	14,306	16,888	15,422	16,438	13,605	15,873	12,724	13,378	12,645
アルミニウム												12
ゴム	788	676	966	666	837	944	757	411	877	450	827	295
ガソリン	887	1,126	695	1,239	1,259	1,734	1,341	1,300	1,187	1,090	734	1,226
灯油	71	11	138	4	292	10	260	4	231	2	176	65
原油	5	2	4									
軽油												8
石油計	963	1,139	837	1,243	1,551	1,744	1,601	1,304	1,418	1,092	918	1,291
工業品合計	15,002	16,498	17,931	16,215	19,276	18,110	18,796	15,320	18,168	14,266	15,123	14,243
小豆	1	74	5	74	10	64	15	28		18		16
IOM大豆	14,011	15,053	12,032	14,789	20,490	25,009	23,384	23,787	23,320	23,728	22,817	22,525
コーン	28,471	32,784	29,125	32,026	45,465	50,172	56,020	57,741	54,881	66,152	58,208	64,143
アラビカ	9,029	9,891	8,937	8,966	11,647	11,143	9,230	7,348	8,499	6,496	6,715	5,724
ロブスタ	4,099	4,782	4,275	4,323	5,216	5,027	4,619	4,213	3,957	3,704	3,313	3,081
NGM大豆	77,648	78,336	81,300	84,759	95,525	96,977	96,509	97,959	96,399	98,315	99,311	100,250
大豆ミール	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
東京粗糖	745	588	760	953	1,044	1,059	1,266	869	916	961	606	1,314
東穀合計	134,009	141,513	136,439	145,895	179,402	189,456	191,048	191,950	187,977	199,379	190,970	197,053
関西小豆												
関西大豆	341	283	175	70	307	75	143	122	120	102	50	49
関西NGM	4,187	4,277	3,453	3,635	3,370	3,695	2,975	2,924	2,581	3,412	2,330	2,540
関西粗糖												
関西生糸												
関西合計	4,528	4,560	3,628	3,705	3,677	3,770	3,118	3,046	2,701	3,514	2,380	2,589
合計	153,539	162,571	157,998	165,815	202,355	211,336	212,962	210,316	208,846	217,159	208,473	213,885

委託	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
金	3,280	3,688	2,428	2,392	1,875	1,336	1,093	1,516	1,016	1,230	660	837
銀					2		14	15	5		10	
白金	7,719	6,947	5,905	4,861	3,433	3,676	2,969	3,411	1,899	1,744	1,199	1,337
パラジウム		2		4		6		4		4		
貴金属計	10,999	10,637	8,333	7,257	5,310	5,018	4,076	4,946	2,920	2,978	1,869	2,174
アルミニウム		11		11		11						
ゴム	568	332	343	202	303	261	241	77	126	70	95	51
ガソリン	896	1,141	747	839	412	241	351	276	285	192	87	87
灯油	47	17	54	52	43	61	20	36	26	94	23	37
原油										10		
軽油	5		5		5							
石油計	948	1,158	806	891	460	302	371	312	311	296	110	124
工業品合計	12,515	12,138	9,482	8,361	6,073	5,592	4,688	5,335	3,357	3,344	2,074	2,349
小豆	59	60	43	30	54	21	32	28	34	23	30	17
IOM大豆	20,692	26,751	22,199	21,325	16,790	17,626	14,777	15,810	13,190	15,637	10,204	11,541
コーン	53,750	63,284	57,328	59,285	50,864	50,005	49,230	52,002	44,946	51,757	35,954	40,206
アラビカ	3,994	4,742	3,542	4,509	2,623	3,569	3,024	2,484	1,941	1,739	1,317	1,368
ロブスタ	2,338	2,324	1,818	1,860	1,394	1,410	1,038	939	853	904	759	735
NGM大豆	86,957	96,209	70,903	69,610	56,386	57,914	50,890	51,120	35,748	36,672	23,848	26,874
大豆ミール												
東京粗糖	691	1,330	624	849	535	627	263	437	312	472	244	377
東穀合計	168,481	194,700	156,457	157,468	128,646	131,172	119,254	122,820	97,024	107,204	72,356	81,118
関西小豆												
関西大豆	51	23	4									
関西NGM	1,836	2,041	649	1,051	211	457	143	422	106	257	56	31
関西粗糖												
関西生糸												
関西合計	1,887	2,064	653	1,051	211	457	143	422	106	257	56	31
合計	182,883	208,902	166,592	166,880	134,930	137,221	124,085	128,577	100,487	110,805	74,486	83,498

月末自己建玉状況(枚)

自己	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
金	790	45	717	625	825	535	260	485	170	525	515	565
銀	10	10		10				15		10		5
白金	1,020	985	270	1,390	160	1,407	870	2,380	445	2,110	1,495	1,930
パラジウム	1			107	30		20					
貴金属計	1,821	1,040	987	2,132	1,015	1,942	1,150	2,880	615	2,645	2,010	2,500
アルミニウム											10	
ゴム	155	235	50	265	100	35		280	25	335		410
ガソリン	316	152	380	3	570	285	175	144	100	140	427	90
灯油		30		75		196		184		161	40	120
原油												
軽油												
石油計	316	182	380	78	570	481	175	328	100	301	467	210
工業品合計	2,292	1,457	1,417	2,475	1,685	2,458	1,325	3,488	740	3,281	2,487	3,120
小豆	42		42		32	4			5		11	
IOM大豆	1,700	1,034	2,056	400	2,815	314	1,890	1,632	1,520	1,245	1,072	1,269
コーン	3,888	1,462	2,880	1,367	3,638	925	3,606	2,434	7,835	1,137	4,292	377
アラビカ	1,460	850	930	910	550	850	100	1,100	50	1,200		600
ロブスタ	1,260	770	1,050	1,020	845	965	760	1,020	815	975	420	570
NGM大豆	4,709	4,226	4,980	2,839	5,481	4,708	4,555	3,606	4,848	3,567	3,945	3,318
大豆ミール	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
東京粗糖	182	278	286	152	358	350	156	431	269	235	483	
東穀合計	13,246	8,625	12,229	6,693	13,724	8,121	11,072	10,228	15,347	8,364	10,223	6,134
関西小豆												
関西大豆	40	87	30	109	15	202	58	73	47	62	15	16
関西NGM	240	180	255	140	275	60	70	105	636	55	345	215
関西粗糖												
関西生糸												
関西合計	280	267	285	249	290	262	128	178	683	117	360	231
合計	15,818	10,349	13,931	9,417	15,699	10,841	12,525	13,894	16,770	11,762	13,070	9,485

自己	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
金	480	185	60	183	75	435	325	55	205	90	205	80
銀										5		10
白金	1,040	1,630	390	1,120	780	610	1,000	434	100	200	230	135
パラジウム												
貴金属計	1,520	1,815	450	1,303	855	1,045	1,325	489	305	295	435	225
アルミニウム	9		9		9							
ゴム		171	45	166	55	80	10	130		45	15	45
ガソリン	322	180	242	150	50	155	70	112	55	143	35	35
灯油	3	24		19	20	19	10		50		25	15
原油												
軽油		5		5		5						
石油計	325	209	242	174	70	179	80	112	105	143	60	50
工業品合計	1,854	2,195	746	1,643	989	1,304	1,415	731	410	483	510	320
小豆	7	7	7	15	24	10	13	5	12			9
IOM大豆	3,775	73	596	1,171	1,332	790	1,111	423	1,806	232	905	69
コーン	5,699	592	3,442	2,224	1,293	1,925	3,747	1,836	4,056	332	2,628	207
アラビカ	830	330	1,000	250	950	300	350	720	270	400	230	200
ロブスタ	425	430	195	165	155	145	35	110	85	55	225	240
NGM大豆	5,450	328	1,296	2,186	1,330	456	2,850	2,400	1,026	606	2,921	690
大豆ミール												
東京粗糖	440		255	105	148	97	121		151	63	93	
東穀合計	16,626	1,760	6,791	6,116	5,208	3,737	8,224	5,502	7,399	1,700	7,002	1,415
関西小豆												
関西大豆		21		4								
関西NGM	235	85	340	45	175	5	185		115		5	25
関西粗糖												
関西生糸												
関西合計	235	106	340	49	175	5	185	0	115	0	5	25
合計	18,715	4,061	7,877	7,808	6,372	5,046	9,824	6,233	7,924	2,183	7,517	1,760

8. 苦情・紛争に関する事項におきまして紛争件数の一部を訂正いたします。

変更前

紛争申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	0	—	—	—	—
取引に係るもの	9	3	1	—	5
取引終了時に係るもの	0	—	—	—	—
その他に係るもの	0	—	—	—	—
合 計 ※	9	3	1	—	5

変更後

紛争申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	0	—	—	—	—
取引に係るもの	10	3	1	—	6
取引終了時に係るもの	0	—	—	—	—
その他に係るもの	0	—	—	—	—
合 計 ※	10	3	1	—	6

平成16年8月16日変更
オムニコ株式会社